大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により 大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定によ り公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき 事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市 に意見書を提出することができます。

2025年(令和7年)10月23日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称 ひまわり新涯店所在地 福山市西新涯町二丁目10番11号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称(氏名)	所在地(住所)	代表者の氏名
株式会社ププレひまわり	福山市西新涯町二丁目 10番 11号	代表取締役 梶原 聡一
(変更後)		
名称(氏名)	所在地(住所)	代表者の氏名
株式会社ププレひまわり	福山市西新涯町二丁目 10番 11号	代表取締役 畑 和彦

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名

(変更前)

名称(氏名)	所在地(住所)	代表者の氏名
株式会社ププレひまわり	福山市西新涯町二丁目 10番 11号	代表取締役 梶原 聡一
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	代表取締役 冨澤 昌宏

(変更後)

名称(氏名)	所在地(住所)	代表者の氏名
株式会社ププレひまわり	福山市西新涯町二丁目 10番 11号	代表取締役 畑 和彦
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	代表取締役 冨澤 昌宏

3 変更の年月日

2025年(令和7年)3月1日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更が生じたため
- (2) 小売業を行う者の代表者に変更が生じたため
- 5 届出年月日

2025年(令和7年)10月9日

- 6 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2025年(令和7年)10月23日から2026年(令和8年)2月23日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2026年(令和8年)2月23日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課